

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正について

平塚市環境部環境保全課

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律が平成23年4月1日から施行されました。
(ただし、3については、平成22年8月10日から施行されています。)

大気汚染防止法関係の改正の概要

1 ばい煙に係る改善命令等の発動要件の見直し

市長は、ばい煙排出者が「排出基準等に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき」に、改善命令等を発動することができるようになりました。

※これまでは、「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認められるとき」に限定されていました。

2 ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設

ばい煙排出者に対し、ばい煙量等の測定結果の記録に加え、その記録の保存が義務付けられました。意図的にこれらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対する罰則（30万円以下の罰金）が設けられました。

(1) 測定対象

ばい煙量等の測定は、排出基準又は総量規制基準が定められたばい煙を対象とします。このため、「当分の間、排出基準を適用しないとされているばい煙」については測定の対象とはなりません。

(2) 測定記録及び保存

ばい煙量等測定記録表（様式第7）又は計量証明書により記録し、その記録を3年間保存する必要があります。

(3) ばい煙量等測定記録表（様式第7）

記録表の様式が次頁のとおり変更されました。硫酸化物の量の測定について、大気汚染防止法施行規則別表第1備考二の方法で行う場合は、「排出ガス量」及び「硫酸化物の濃度」欄の記載は不要ですが、備考欄に「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載してください。

(4) 硫酸化物関係

硫酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率は測定対象外となりました。しかし、大気汚染防止法施行規則別表第1備考二により硫酸化物の量を算出する場合には、当該硫黄含有率の測定が必要であること、また、排出基準の遵守のためばい煙排出者が当該硫黄含有率を把握しておくことが必要であることから、引き続き、必要に応じ、適当な方法により当該燃料の硫黄含有率を把握されるようお願いします。

3 事業者の責務規定の創設

事業者は、ばい煙の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴うばい煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようしなければならないと義務付けられました。

様式第7(第15条関係)

ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号 _____

測定者の氏名 _____

測定箇所 _____

ばい煙		測定単位	測定年月日 及び時刻 (開始時間～ 終了時間)	測定方法	平均	最大	備考
硫黄酸化物	排出ガス量	(Nm ³ /h)					
	硫黄酸化物の濃度	(ppm)					
	硫黄酸化物の量	(Nm ³ /h)					
ばいじん	Cs	(g/Nm ³)		/			
	C	(g/Nm ³)					
	酸素濃度	(%)					
カドミウム及びその化合物		(mg/Nm ³)					
塩素		(mg/Nm ³)					
塩化水素	Cs	(mg/Nm ³)		/			
	C	(mg/Nm ³)					
	酸素濃度	(%)					
弗素、弗化水素及び弗化珪素		(mg/Nm ³)					
鉛及びその化合物		(mg/Nm ³)					
窒素酸化物	Cs	(容積比 ppm)		/			
	C	(容積比 ppm)					
	酸素濃度	(%)					

備考

1. 硫黄酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。
2. 硫黄酸化物の量の測定について、大気汚染防止法施行規則別表第1備考二に掲げる方法で行う場合には、「排出ガス量」及び「硫黄酸化物の濃度」の欄の記載は不要であるが、備考欄に「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載すること。
3. ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度のCsの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げる式により算出されたばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること。ただし、大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設に係る塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素のCsの欄に記載すること。
4. ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
5. 規格K2301、規格K2541—1から2541—7まで若しくは規格M8813に定める方法により硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫黄酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比%又は容量比%の別を明らかにし記載すること。

水質汚濁防止法関係の改正の概要

1 事故時の措置の範囲の拡大

事故時の措置の対象が、従来の特定事業場、貯油事業場等に加え、新たに「指定施設」が追加され、範囲が拡大されました。

指定施設を設置する工場又は事業場（指定事業場）の設置者に対し、事故等により指定物質を含む水が排出された場合は、応急の措置及び市長への届出が義務付けられました。

また、事故時に特定事業場の設置者が応急の措置等を講ずるべき水の排出として、その汚染状態が水質汚濁防止法に規定する生活環境項目（pH等）について排水基準に適合しないおそれがある水の排出が追加されました。

（注：「指定事業場」、「指定施設」については次頁を参照してください。）

2 排水等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設

特定事業場の設置者に対し、排水及び特定地下浸透水の汚染状態の測定結果の記録に加え、その記録の保存が義務付けられました。意図的にこれらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対する罰則（30万円以下の罰金）が設けられました。

（1）測定項目及び測定頻度

特定事業場の排水に係る排水基準に定められた項目のうち、特定施設設置（使用・変更）届により排水口ごとに届け出た項目については年1回以上（ただし、旅館業（温泉を利用するもの）は、一部の項目について3年に1回以上）測定を実施することが義務付けられました。また、その他の項目については必要に応じて測定を実施することが必要です。

（2）測定時期

排水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に測定を実施する必要があります。

（3）測定記録及び保存

水質測定記録表（様式第8）その他の資料（※）とともに3年間保存する必要があります。

※ 測定を事業者自ら行う場合は試料採取記録、計算結果記録表、測定チャート類等、外部委託する場合は計量証明書等。

3 事業者の責務規定の創設

事業者は、排水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置の実施が義務付けられました。

「指定施設」「指定事業場」とは

有害物質を貯蔵・使用する施設、又は指定物質（下記（２））を製造・貯蔵・使用・処理する施設を「指定施設」といい、指定施設を設置する工場又は事業場を「指定事業場」といいます。

（１）有害物質

1	カドミウム及びその化合物	14	1,1-ジクロロエチレン
2	シアン化合物	15	シス-1,2-ジクロロエチレン
3	有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）	16	1,1,1-トリクロロエタン
4	鉛及びその化合物	17	1,1,2-トリクロロエタン
5	六価クロム化合物	18	1,3-ジクロロプロペン
6	砒素及びその化合物	19	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	20	2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）
8	ポリ塩化ビフェニル	21	S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
9	トリクロロエチレン	22	ベンゼン
10	テトラクロロエチレン	23	セレン及びその化合物
11	ジクロロメタン	24	ほう素及びその化合物
12	四塩化炭素	25	ふっ素及びその化合物
13	1,2-ジクロロエタン	26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

（２）指定物質（今回新たに指定されました。）

1	ホルムアルデヒド	27	1,4-ジオキサン
2	ヒドラジン	28	トルエン
3	ヒドロキシルアミン	29	エビクロロヒドリン
4	過酸化水素	30	スチレン
5	塩化水素	31	キシレン
6	水酸化ナトリウム	32	パラ-ジクロロベンゼン
7	アクリロニトリル	33	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリ-ブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はBPMC）
8	水酸化カリウム	34	3,5-ジクロロ-N-（1,1-ジメチル-2-プロピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド）
9	塩化ビニルモノマー	35	テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はTPN）
10	アクリルアミド	36	チオリン酸O, O-ジメチル-O-（3-メチル-4-ニトロフェニル）（別名フェニトロチオン又はMEP）
11	アクリル酸	37	チオリン酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はIBP）
12	次亜塩素酸ナトリウム	38	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
13	二硫化炭素	39	チオリン酸O, O-ジエチル-O-（2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル）（別名ダイアジノン）
14	酢酸エチル	40	チオリン酸O, O-ジエチル-O-（5-フェニル-3-イソオキサゾリル）（別名イソキサチオン）
15	メチル-ターシャリ-ブチルエーテル（別名MTBE）	41	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル（別名クロルニトロフェン又はCNP）
16	トランス-1,2-ジクロロエチレン	42	チオリン酸O, Oジエチル-O-（3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル）（別名クロルピリホス）
17	硫酸	43	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）
18	ホスゲン	44	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[メチル（1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート（別名アラニカルブ）
19	1,2-ジクロロプロパン	45	1,2,4,5,6,7,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン（別名クロルデン）
20	クロルスルホン酸	46	臭素
21	塩化チオニル	47	アルミニウム及びその化合物
22	クロホルム	48	ニッケル及びその化合物
23	硫酸ジメチル	49	モリブデン及びその化合物
24	クロルピクリン	50	アンチモン及びその化合物
25	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル（別名ジクロルボス又はDDVP）	51	塩素酸及びその塩
26	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロホス又はESP）	52	臭素酸及びその塩

（お問い合わせ） 平塚市環境部環境保全課環境保全担当 Tel：0463-23-1111（代表）
（改正内容の詳細） 環境省報道発表資料：http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12205